

不正な免税 1 1 0 番 ～STOP！免税店制度の不正利用～

国税庁では、**免税店制度を悪用している『人物』**及び**『店舗』**に関する情報を国税庁ホームページで受け付けています。

○ 通報窓口『不正な免税 1 1 0 番』

免税店制度を悪用している個別・具体的な情報をお持ちの方は、国税庁ホームページの「[情報提供フォーム](#)」に情報をお寄せください。



○ 具体的な情報の例

- ▶ 免税店において、不正な免税購入（転売目的での免税購入）を行っている者・グループに関する情報
 - ▶ 免税購入できる者の募集や購入店舗等の指示など、不正な免税購入を差配している者（いわゆるブローカー）に関する情報
 - ▶ ブローカーと通じて、不正に免税販売を行っている免税店に関する情報
 - ▶ 免税購入品を買い取る者又は店舗に関する情報
- ※ 上記に関する情報については、具体的な手段・方法に関する情報、人物・グループに関する情報、不正購入しているグループ等が使用している車両に関する情報、悪用されているパスポートに関する情報などその内容は問いません。

○ 輸出物品販売場制度（免税店制度）の不正利用について

免税店における不適切な免税販売や免税購入した者による免税購入品の不正な横流し等が疑われる事案が相次いでいます。こうした事態に対して、令和6年度税制改正の大綱において、抜本的な制度の見直しが明示されたところ、そうした見直しが行われるまでの間においても、制度の適正運用に向けて取り組んでいくことが重要です。

○ 国税・税関当局の取組について

要件を満たさない不適切な免税販売については、引き続き、厳正に対処してまいります。

国内での転売については、その購入者はもとより、免税購入できる者の募集や購入店舗等の指示など、不正な免税購入を差配している者（いわゆるブローカー）に対しても積極的に対処してまいります。

空港での巡回を実施し、免税購入者に対する持出確認を強化します。

『不正な免税 1 1 0 番』に寄せられた、本制度の不正利用に関する情報に機動的に対応します。

○ 本制度の適切な利用に向けてご留意・ご協力いただきたいこと

制度の不正利用に対しては、国税・税関当局が連携し、引き続き、厳正に対処してまいります。

また、免税店を運営する事業者におかれましても、改めて不審な購入者にご留意いただくとともに、制度の適正な利用へのご協力を引き続きお願いいたします。

免税店には、免税購入された方に「出国時に税関へパスポート等を提示しなければならない」などの説明義務が課せられています。引き続き、その徹底をお願いいたします（※）。

転売が疑われる買い回りや多量の購入などの不正購入に対して免税販売した場合は、免税販売の要件に該当せず、その販売について、消費税を免除することはできません。このような不審な購入に対応するため、一定の基準を設けて免税販売を行っている事例もあります。

- ※ 国税庁ホームページの「[輸出物品販売場における輸出免税について](#)」において、購入者への必要な説明事項を記載したリーフレット（英語版、中国語版、韓国語版及び日本語版）を掲載していますので、免税販売時にご活用ください。

